

# 新宿ルール実践のための行動指針に基づく手順書の使い方 現地本部運営手順書

2016.10.26

新宿駅周辺防災対策協議会事務局

## 1. 手順書の構成について

手順書は、大きく下記の3パートで構成されています。

### 行動指針に基づく実施行動

現地本部の運営要員が、他の関係拠点等の行動や連携すべき事項を確認する。

### 各行動の手順等

現地本部での行動の手順が記載されており、本部長等が各行動の指揮をとるために用いる。

### 帳票等

手順に沿って、現地本部内で報告や取りまとめに用いる帳票類。

## 2. 現地本部の役割について

現地本部の役割については、主につぎの5つです。

駅周辺地域状況の情報共有

地域の医療救護関連の状況共有

地域の災害対応活動支援

避難所への誘導支援

一時滞在施設の運営支援及び誘導支援

現地本部運営手順書はこの5つの役割について手順を示すものです。

## 3. 行動指針と手順書の関係（手順書間の関係）

手順書は単独で作成されているのではなく、新宿ルール実践のための行動指針に基づき、他の拠点における「行動」や想定される「行動」と整合をとって作成されています。

| 新宿ルール実践のための行動指針に基づく各手順書に定めるべき事項とその関係 |                        |                         |   |                                     |  |                  |            |
|--------------------------------------|------------------------|-------------------------|---|-------------------------------------|--|------------------|------------|
| 局面                                   | 滞留者の行動                 | 一般事業者の行動                | 東西現地本部の運営   | 避難場所への誘導                            | 避難場所の運営  | 一時滞在施設への誘導       | 一時滞在施設の運営  |
| <b>フェーズ①</b><br>                     | 各自で身の安全を確保する。          | 身の安全の確保を呼びかける。          | <b>⇒「01 現地本部の立ち上げ」参照</b><br>東西現地本部要員が参集を始める。<br>東西現地本部の開設準備を行う。<br>新宿区に現地本部の立ち上げの連絡を行う。 | 避難場所への案内表示の準備を行う。<br>避難場所への案内表示を行う。 | 避難場所において滞留者対応の準備を行う。<br>避難場所において滞留者対応を開始する。<br>避難場所の滞留状況を把握する。 | 一時滞在施設への開設を判断する。 | 建物の安全確認を行う |
|                                      | 今いる場の施設管理者の指示に従う。      | 建物の安全確認を行う              |   |                                     |  |                  | 建物の安全確認を行う |
|                                      | 今いる場所の建物の安全が確保されなかった場合 | 継続使用不可能の疑いがあれば屋外へ避難させる。 |   |                                     |  |                  | 建物の安全確認を行う |
|                                      | 施設管理者の指示に従い避難する。       | 滞留者を保護する。               |   |                                     |  |                  | 建物の安全確認を行う |
|                                      | 身の寄せ所のある滞留者に対して        | 滞留者を保護する。               |   |                                     |  |                  | 建物の安全確認を行う |
| 行き場のある滞留者は待機する。                      | 自事業所付近の滞留者             | 建物の安全確認を行う              |   |                                     |  |                  |            |

現地本部運営手順書はこの部分

< 凡例 >

- 手順書に定めるべき事項
- 手順書に定めるべき事項（継続して実施する項目）
- 他の手順書等と整合性を確保する必要のある事項

# 4. 手順書における「行動」について

手順書は、全体の流れを踏まえて、赤枠で囲まれた「行動」毎に作成されています。なお、各「行動」が行動指針のどの局面(フェーズ)にあたるか目安がしめされています。

| 新宿ルール実践のための行動指針に基づく各手順書に定めるべき事項とその関係 |              |                                 |                         |                        |                        |            |   |
|--------------------------------------|--------------|---------------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|------------|---|
| 局面                                   | 滞留者の行動       | 一般事業者の行動                        | 東西現地本部の運営               | 避難場所への誘導               | 避難場所の運営                | 一時滞在施設への誘導 | 一時滞在施設の運営   |
| フェーズ②                                | 滞留者の行動       | インフラ被害が軽微<br>営業再開に向けて準備し順次営業する。 |                         |                        |                        |            | 一時滞在施設の運営本部を設置する。<br>受入スペース、立入禁止区域等を設定する。<br>施設の開設に最低限必要な資機材等を準備する。<br>受入の準備が整ったら、施設の開設を判断する。 |
|                                      | 避難場所への誘導     |                                 | ⇒「03」参照<br>地域内の滞留状況の把握  | 避難場所への動線の混雑状況等を現地本部と共有 | 避難場所の滞留状況等を現地本部等と共有する。 |            |   |
|                                      | 一般事業者の行動     | 事業者の周辺の滞留状況を現地本部と共有             | ⇒「04」参照<br>状況を踏まえた誘導の支援 |                        |                        |            |   |
|                                      | 東西現地本部の運営    |                                 |                         |                        |                        |            |   |
|                                      | 一時滞在施設への誘導   |                                 |                         |                        |                        |            |   |
|                                      | 駅周辺地域状況の情報共有 | ⇒「05」参照                         |                         |                        |                        |            |   |
|                                      | 周辺の状況等を現地本部  | ⇒「05」参照                         | 駅周辺の状況を把握す              |                        |                        |            |   |

この位置に示されているのは、主にフェーズ②で必要な行動です。

この赤枠単位の手順書は構成されています。

# 5. 手順書を構成する行動の順序について

全体構成では、便宜上必要になる「行動」が縦に並べてありますが、必ずしもこの順番に「行動」することを示していません。行うべき事象が発生した際に、該当する「行動」を参考に活動してください。

| 新宿ルール実践のための行動指針に基づく各手順書に定めるべき事項とその関係 |                  |                     |                         |                        |                        |            |           |
|--------------------------------------|------------------|---------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|------------|-----------|
| 局面                                   | 滞留者の行動           | 一般事業者の行動            | 東西現地本部の運営               | 避難場所への誘導               | 避難場所の運営                | 一時滞在施設への誘導 | 一時滞在施設の運営 |
| フェーズ①                                | 各自で身の安全を確保する。    | 身の安全の確保を目的に行う。      |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 中立的な施設管理者の指示に従う。 | 中立的な施設管理者の指示に従う。    |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 中立的な施設管理者の指示に従う。 | 中立的な施設管理者の指示に従う。    |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 中立的な施設管理者の指示に従う。 | 中立的な施設管理者の指示に従う。    |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 中立的な施設管理者の指示に従う。 | 中立的な施設管理者の指示に従う。    |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 中立的な施設管理者の指示に従う。 | 中立的な施設管理者の指示に従う。    |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 中立的な施設管理者の指示に従う。 | 中立的な施設管理者の指示に従う。    |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 中立的な施設管理者の指示に従う。 | 中立的な施設管理者の指示に従う。    |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 中立的な施設管理者の指示に従う。 | 中立的な施設管理者の指示に従う。    |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 中立的な施設管理者の指示に従う。 | 中立的な施設管理者の指示に従う。    |                         |                        |                        |            |           |
| 中立的な施設管理者の指示に従う。                     | 中立的な施設管理者の指示に従う。 |                     |                         |                        |                        |            |           |
| フェーズ②                                | 避難場所への誘導         |                     | ⇒「03」参照<br>地域内の滞留状況の把握  | 避難場所への動線の混雑状況等を現地本部と共有 | 避難場所の滞留状況等を現地本部等と共有する。 |            |           |
|                                      | 一般事業者の行動         | 事業者の周辺の滞留状況を現地本部と共有 | ⇒「04」参照<br>状況を踏まえた誘導の支援 |                        |                        |            |           |
|                                      | 東西現地本部の運営        |                     |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 一時滞在施設への誘導       |                     |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 滞留者の行動           | 滞留者の行動              |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 一般事業者の行動         | 一般事業者の行動            |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 東西現地本部の運営        | 東西現地本部の運営           |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 一時滞在施設への誘導       | 一時滞在施設への誘導          |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 滞留者の行動           | 滞留者の行動              |                         |                        |                        |            |           |
|                                      | 一般事業者の行動         | 一般事業者の行動            |                         |                        |                        |            |           |

赤丸の1~8までは、必ずこの順番で行動するわけではなく、並行して或いはランダムに行動が必要になります。

# 6. 手順書の「行動」の記載事項について

役割ごとに手順が示されています。

この「行動」での役割毎の手順が示されています。

その他に必要な情報や注意点等が記載されています。

この「行動」の中で何を執行するかが記載されています。

この「行動」で使用する資器材や様式が示されています。

| 局面        | 記載内容 | 新宿区等 | 本部長<br>副本部長 | 情報収集<br>発信班 | 情報整理<br>集約班 | 情報共有班 | 運営支援班 | その他<br>(関連拠点) |
|-----------|------|------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|
| 実施事項      |      |      |             |             |             |       |       |               |
| 手順        |      |      |             |             |             |       |       |               |
| 使用する帳票資器材 |      |      |             |             |             |       |       |               |
| 備考        |      |      |             |             |             |       |       |               |